第10回峰山町・大宮町・網野町・丹後町

・弥栄町・久美浜町合併協議会(議事概要)

日 時 平成 15年4月18日(金) PM1:30~PM2:34

場 所 丹後町中央公民館

出席者 43人(7人欠席)

傍聴者 2人

協議事項

- (1)協議第1号 18 町の慣行の取扱いに関すること
- (2)協議第2号 19-3 男女共同参画の取扱い
- (3)協議第3号 19-5 広聴広報の取扱い
- (4)協議第4号 19-8 姉妹都市等の取扱い
- (5)協議第5号 19-9 電算システムの取扱い
- (6)協議第6号 21-1 定住促進事業の取扱い
- (7)協議第7号 21-5 表彰の取扱い
- (8)協議第8号 21-8 指定統計事務の取扱い
- (9)協議第9号 19-17 介護保険の取扱い
- (10)協議第10号 19-22 社会教育の取扱い
- (11)協議第11号 21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い
- (12)協議第12号 15 公共的団体の取扱いに関すること
- (13) 第9回合併協議会の会議録について
- (14) 第11回協議会の日程及び議題(案)について

議事経緯

開会

会長あいさつ

会議成立確認

議事経緯

(1)協議第1号 18 町の慣行の取扱いに関すること・・・・・確認

委員長報告

「慣行」とは、資料に記載されているような、「町章」や「町民憲章」、「自治体の宣言」 など、その自治体のシンボルとなるものです。

まず、番号1の「町章」つまり、町のマークにつきましては、現在各町でそれぞれ定められている。合併し、新市となった場合は、新たな自治体としての市章を定める必要がありますが、自治体にとって、一番のシンボルとなるものでありますことから、新市の発足時には即時使用できるようにしておくことが適当であると判断いたしまして、また、先進事例等も参考の上、調整結果に記載しているとおり、「合併前までに調整の上、新市に移行する。」こととした。

次に、番号2の「町民憲章」でについては、現在、6町それぞれで定められている。これについては、新市の自治体としての基本姿勢となるが、新市の発足までに定める特段の必要もなく、新市発足後に、市民総意のもとで策定することが望ましいと判断し、「新市に移行後、調整する」とした。

次に、番号3~10までの「各種の自治体の宣言」については、現在、6町では、8種類の宣言が行われているが、6町全てで行われているものではない。

これについても、先程の「町民憲章」と同様に、自治体としての基本姿勢となるものでありますが、新市の発足までに定める特段の必要もなく、新市発足後に、市民総意のもとで策定することが望ましいため、「新市に移行後、調整する」とした。

次に、番号11~15までの「町の木、花、歌、キャラクター、キャッチフレーズ」については、それぞれの町の特色を活かし、ふさわしいものが制定されています。これについても、同様に、新市発足までに定める特段の必要性もないため、「新市に移行後、調整する」とした。

主な意見 特になし

(2)協議第2号 19-3 男女共同参画の取扱い・・・・・・・確認

委員長報告

「男女共同参画」は、国のこれからの重要施策の一つとして位置づけられ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに伴い京都府では、平成元年に「KYOのあけぼのプラン」と名付けられた「京都府男女共同参画計画」が策定され、さらに平成13年にその改訂版として、「新京都府あけぼのプラン」が策定されている。

これらに基づき、「市町村においては、男女共同参画の計画を定め、施策を推進していかなければならない」とされ、京都府内の自治体でも、このような取り組みが進められているが、現在の6町におきましては、計画や推進体制等が十分整備されていないのが現状である。従って、新市では男女共同参画社会づくりを計画的かつ総合的に推進していく必要があると考え、調整結果案として「男女共同参画社会のための行動計画を策定するなど、新市において調整する」ということを確認した。

主な意見 特になし

(3)協議第3号 19-5 広聴広報の取扱い・・・・・・・確認

委員長報告

「広聴、広報」は、行政施策などの情報を広く住民の方々にお伝えし、また、住民の方々の御意見等を行政施策に反映していくための大変重要な行政事務の一つであり、また、住民の方々にとっても、非常に関心の高い項目の一つであると思う。まず、「広報紙」については、現在6町では、広報誌を合計 24,800 部発行されているが、取扱いについては、統一されていない。従って、新市の広報紙は、「毎月発行とし、名称、発行期日、仕様、発行

部数については、調整のうえ、新市に移行する。」とた。

また、「配布方法や配布時期については、合併時に調整する」とし、「特に、配布方法につきましては、区長配布や新聞折込等が考えられるが、隣組の未加入者や新聞未購読者など、未配分者の発生が予想されるため、配布希望者には、別途配布方法を検討する。また、市内の各世帯、各機関には無料とするが、市外の個人、業者などについては、合併時に調整する」こととした。さらに、ホームページへの掲載も、新市で行っていくこととした。

次に、「お知らせ版」についても、現在6町それぞれ作成されているので、「毎月2回発行とし、名称、発行期日、仕様、発行部数については、調整のうえ、新市に移行する。」ということとし、その他の項目については、1番の「広報紙」と同様の調整結果となっている。 但し、掲載内容については、「広域版と地域版を作成するなど新市において調整する」こととした。

「町勢要覧」は、これも現在各町で概ね5年周期で作成されているので、「周期的(5年周期が適当)な発行とし、合併後速やかに発行できるよう調整に努める。」とし、「仕様」、「発行部数」等については、「合併時に調整する」こととした。

最後、「ホームページ」については、現在各町で作成、運営されているが、新市において も、「地域住民に限らず、あらゆる地域を視野に入れながら、広報紙、お知らせ版のほか、 行政が行う事業を掲載し、広く住民の目に触れることが出来るよう、合併と同時に新市の ホームページを立ち上げる」ということで確認した。

主な意見 特になし

(4)協議第4号 19-8 姉妹都市等の取扱い・・・・・・確認

委員長報告

「地域間交流」は、現在、各町で、全国各地と、さまざまな目的での地域間交流が行われており、このうち調整結果の上段に記載している、峰山町の羽衣交流サミットや大宮町の全国小野小町サミットなど、伝説や地域の特性により実施しているものは、「新市に移行後も継続する」こととし、「特に、伝説・伝承による交流は、行政中心で行うより、住民レベルで行うことが望ましいことから、引続き支援を行う。」としたが、下の段に記載している、大宮町の三重県大宮町との「同名町交流」や丹後町の「全国伝統地名市町村連絡会議」などについては、現在の自治体の名称等が構成の要件になっているので、合併時までに相手方の意向を確認して調整を図るとした。

次に、「友好町」については、現在、丹後町のみが京都府南部の木津町と友好町の締結をしており、制定時の経過等を考え「合併時までに相手方の意向を確認し、存続の方向で調整を図る」とした。「ふるさと会員」については、現在、大宮町と網野町の2町のみで実施されているが、これは町外の希望者に有料で町の広報誌の郵送等しており、これについては、先程の「広聴広報事業の取扱い」で出ていたように、広報誌の配布方法等とも調整し、「合併時に廃止し、新市に移行後検討する。」とした。

委員長報告

「行政情報システム」の「住民情報システム」ついては、現在6町では京都府町村会から提供されているTRY-X(トライエックス)というシステムを使用しているので、これをそのまま継続して使用することした。また、「住民生活に直接関係する住民記録及び税、各種資格管理等の業務については、合併までにシステムの統一化を図るとともに、新しい自治体の規模に適合した仕様への改善を行い、円滑にサービスが提供できるよう、万全の準備を行う。また、サブシステムにおいては、各業務の調整に沿って仕様の改善を行うとともに、必要となるシステムを採用するものとする。」ということとした。

次に、「財務情報システム」についても、現在、各町で京都府町村会のシステムを使用しており「新規システムの導入は、多額の費用を要することから、現行システムを改修し、新市に移行する。」こととした。「ネットワークの整備状況」は、現在、6町とも庁内LAN(ラン)、つまり、庁舎内のネットワークは整備されているが、その仕様に若干の相違があり、「基本的には現行のまま新市へ移行することとするが、新市における組織、事務機構に併せた調整を行う」こととし、「また、外部施設との接続については、基本的に現行のまま新市へ移行し、今後の地域イントラ等のネットワーク整備に沿って、改善を図る」ということで、新市の本庁・支所間を含めた地域全体のネットワークの整備計画に基づいて改善を図っていくこととした。

主な意見 特になし

委員長報告

「定住促進対策」の「情報提供事業」については、現在2町(大宮町、久美浜町)のみで、「U・Iターン支援情報提供」として、空き家のデータをストックし、U・Iターンによる入居希望者に対して、住宅情報の提供が行われているが、「現行のまま新市に継承し、新市において全域を対象とした事業推進を図る」こととし、事業の効果を上げていくこととした。次に、「支援・給付事業」ついては、「住宅確保支援事業」ということで、現在2町(峰山町・丹後町)で若者の定住促進等の目的で家賃補助などの事業が行われており、また「就業等奨励金事業」ということで、町内に就業される方や後継者等に対しての奨励金の支給が2町(網野町・丹後町)で行われている。さらに、「結婚祝金給付事業」ということで、町内に在住し、結婚される方に対しての祝金の給付が、2町で行われており、これらについては、当初の調整案では、「合併時に一旦廃止する。」としていたが、委員に方々から、「新市建設計画の案の中の、定住促進を図るという方針」との整合性を踏まえるべきとの意見が強く出され、新市ではそれぞれ住宅対策や雇用対策の中で議論することとし、結論として、「合併時に一旦廃止するが、新市において総合的な視点から検討する」と修正して、確認した。

主な意見 特になし

(7)協議第7号 21-5 表彰の取扱い・・・・・・確認

委員長報告

現在各町で、名誉町民、自治功労者表彰、善行表彰などの制度が設けられ、表彰が行われているが、その種類や基準等については、各町それぞれであり、統一されたものではありません。また、期日についても、毎年行われている町と5年毎に行われている町があるので、調整結果としては、「各町においてすでにその功績をたたえ、称号を贈られている表彰者は、新市に引継ぎ、新市の礼遇条件に基づき、これを行う。」とし、「また、新市における名誉市民、表彰制度については、新市移行後、現行の各町の基準をもとに調整する。」とした。

主な意見 特になし

委員長報告

「指定統計」とは、国勢調査、事業所・企業統計、住宅・土地統計や学校基本調査などの統計調査で、これについては統計法という法令に基づく事務事業で、現在6町とも統計調査員の候補者の推薦、統計調査員に対する指導、調査票の収集など、同様の事務を行っており、新市においても同一業務を行うこととなるので「現行のまま、新市へ継承する」とした。

主な意見 特になし

(9)協議第9号 19-17 介護保険の取扱い・・・・・・・確認

委員長報告

「介護保険料」の「1号被保険者の保険料基準額」ですが、現在、各町によりサービスの供給量に違いがあるので、「一元化に調整の上、新市に移行する。平成16・17年度の保険料は、合併時に事業計画を策定し、算定する。」こととした。また、「保険料賦課・徴収」等の事務についても、「一元化に調整の上、新市に移行する。」こととした。「資格管理」については、法令等に基づき各町が行っているもので、ほぼ各町同一の事務を行っており「現行のまま新市に継承する」とした。「受給者管理」についても、大半は各町同一の事務を行っており「現行のまま新市に継承する」こととし、取扱いの異なるものについてはそれぞれ統一する案を調整結果に記載している。また「給付実績管理」についても、各町ほぼ同様の事務を行っておりますので、「現行のまま新市に継承する」こととし、取扱いの異なるものについては、それぞれ統一する案を調整結果に記載している。「苦情処理」も各町

とも同一の事務を行っているので、「現行のまま新市に継承する」としている。

「介護認定審査会」の認定審査については、本来は各保険者つまり各町が行う事務であるが、京都府内の市を除く各町村は、現在この事務を京都府に委託して実施しており、調整結果としては、「新市においては、独自に審査会を設置する。」こととした。「介護保険事業計画及び老人福祉計画」は現在各町で策定されているが、これらの計画について「策定委員会」や「運営委員会」が設置されていない町があり、「新市において新規に委員会を設置する」こととした。最後、「介護給付費準備基金」については、現在、各町の基金の積立額が異なっており「現行のまま新市に継承する。」こととした。

部会長経過報告

保健福祉部会から小委員会確認後の状況を報告します。小委員会確認後は、各町とも介 護保険事業計画を含む老人保健福祉計画の最終案づくりと、新年度介護保険特別会計予算 の編成及び料率改訂を行うための介護保険条例の一部改正の検討に入った。その際の共通 認識としては、他府県でも多く見られる介護保険法に規定のある「広域連合組織」も視野 に入れるとともに、合併議論もある中で「各町とも連携のとれた保険料率の設定を行うこ と」を前提としたものであり、この結果、最終的に第2期の第1号被保険者の基準保険料 は、各町とも年額で33,600円、月額では2,800円で、第1期と比較すると若干引 き上げとなったものの、アップ率、引き上げ幅とも府内では最下位のグループに位置して いる。また、低所得者の保険料軽減を図るため、5段階方式から6段階方式を各町が導入 し、保険料の弾力化を図っている。また、平成15年度介護保険特別会計予算及び保険料 率を規定している介護保険条例の一部改正案は、各町の3月定例議会で可決承認されてお り、合併後における平成16・17年度の保険料は、新市の介護保険事業計画を改めて策 定した上で再計算することになるが、第2期3年間の期間中であることから、基準年額3 3,600円は変わらないものと確信している。なお、事業収支に伴う剰余金である「介護 給付費準備基金」と「繰越金」は、全額を新市に引継ぐこととし、保険財政運営の健全化 と安定化を目指すこととしている。

主な意見 特になし

(10)協議第10号 19-22 社会教育の取扱い・・・・・・・確認

委員長報告

「社会教育関係委員の状況」では、社会教育委員、文化財保護審議会委員、体育指導員については、6町とも設置されているが取扱いに相違があり、また公民館運営審議会委員は3町(丹後、弥栄、久美浜)のみ設置、そしてスポーツ振興審議会委員についても3町(峰山、大宮、網野)のみの設置となっている。従って、公民館運営審議会委員については社会教育委員の任務に含めることで廃止の方向で調整することとし、残りのものについてはそれぞれの法令等に基づき、「一元化に調整の上、新市に移行する。」こととした。また、社会教育指導員については5町(網野町)で、人権教育指導員については1町(網野町)で設置されており、「人権教育指導員」につきましては社会教育指導員の分掌に人権

教育も位置づけることとし、「社会教育指導員」につきましては、当面各町の現状と課題に基づいた推進体制を確保するため、「現行のまま新市に継承する」こととした。また、「公民館長、公民館主事」についても、各町それぞれ独自の体制をとっており、同様に「現行のまま、新市に継承する」こととした。さらに、「図書館長」については、現在、2町(峰山、網野)のみという状況でありますが、「住民の身近な場での学習を保障するため、公民館と一体化した推進体制を整備していく必要があることから」、「新市に移行後、調整する」とした。

次に、「公民館」については、現在各町それぞれ独自の方法と運営体制で住民の方々に密接した活動に取り組んでおり、住民の方々の身近な学習や交流を促進する拠点施設として位置づけ、「現行のまま新市に継承する」こととした。「図書館」についても、住民の方々にとっての重要な社会教育施設であり、「各町の図書館を整備・充実し、条件整備を行うとともに、峰山町立図書館及びあみの図書館を中央図書館的な位置づけにして、ネットワーク体制を確立する必要がある」と確認した。「資料館」は、現在、網野町郷土資料館と丹後町古代の里資料館と2町で設置されており、丹後地域の貴重な「文化財や郷土資料の保存と活用を勧めるために重要な社会教育施設であり、住民の方々に公開し情報提供できる施設の整備と機能の充実を図るため、新市に引き継ぐ」こととした。

また「社会教育関係団体」とは、各町の文化協会や青少年健全育成等の青少年関係団体や少年少女合唱団、人権教育推進協議会、婦人会、海づくり少年団、文化財保存会などの各種団体であり、それぞれが各地域ごとに活動をされておりますので、当面は独自の活動を保障することとし、同時に連絡調整及び連携による総合的な振興を図っていくため、「新市に移行後調整する」こととした。「社会教育事業」は、現在各町でそれぞれの課題に基づき、独自の事業を展開しており、「現行のまま新市に継承する」とし「新市において社会教育推進の重点を作成し、実施していく」こととした。

また、「成人式」については現在6町とも実施しているが、実施時期、内容等に相違があり、調整案では「新市に移行と同時に一元化して実施する。実施日は、成人の日の前日(1月第2日曜日)午後からとする」としていが、委員の方々から「新市になるのだから、基本的に一箇所で行うべき」、「子供が育った地域固有のものであり、無理に一元化する必要はないのではないか」、 また「一元化した場合、開催場所の確保が可能か」といった意見が多く出され、「実施日は、今後検討すること」とし「新市に移行と同時に調整して、一元化の方向で実施する」ことを確認した。

現在、各町とも多くの指定文化財があり、町指定の取り組みをさらに充実していく必要がある。「文化財補助制度」は、現在4町(峰山、大宮、網野、丹後)のみ、独自の補助制度があるが、「一元化に調整の上、新市に移行する」こととし、「遺跡等」についても、「各町の台帳を一元化し、情報提供できる体制を整備する」こととした。

「体育協会の組織」については、現在各町で地域に根ざした独自の取り組みをそれぞれで進めてこられており、「当面は各町独自の活動を保障する。ただし、体育協会の組織のあり方について各町の体育協会代表者で検討を進めるため、新市に移行後、調整する」とした。「「体育施設」については、各町の運動公園、体育館、テニスコート、ゲートボール場等、すべて新市に引き継ぐこととしたが、施設の使用料について、各町の取扱いに相違があるので、無料とするか有料とするか、使いやすさや適正負担、の考え方、新市以外の利

用者の料金など、いろいろと意見が出され、協議を重ねた結果、各町のスポーツ団体などの活動を制限しないように「運用の方法については、検討する」とした上で、「施設の使用料は、施設の規模等を勘案して設定する」とした。「学校施設の開放」につきましては、全町で必要に応じて学校の開放がされており、「新市に移行後も、学校施設の開放を行い、使用料については、一元化に調整の上新市に移行し、運用の方法については検討する」こととした。

なお、2月7日の第11回の小委員会で、「丹後の文化を、小中学校の教育という観点も 含め、地元の人に理解していただく環境づくりに努められたい。加えて、観光の活用にも 検討されたい」という小委員会意見を確認した。

主な意見

- 委 員 成人式は新市移行後一元化ということで、期日は可能だと思うが場所についても 一箇所にするということか。
- 部 会 期日については、一元化ということで同じ時期に開催したい。会場については、 丹後6町での対象人数及びその父兄等を合わせると数百人になると考えられ、現 在6町にある施設ではその収容が困難ということで、一箇所で行うか複数箇所で 行うかの結論は出ていない。
- (11)協議第11号 21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い・・・・・・・確認

委員長報告

「住民基本台帳事務」については、「本庁、支所の事務処理体制を整備し、新市に移行する」とした。「住民基本台帳ネットワークシステム」については、現在各町で整備されており「現行のまま新市に移行する」こととした。「印鑑登録事務」と「窓口の対応方法」については、住民基本台帳事務と同様「本庁、支所の事務処理体制を整備し、新市に移行する」としている。「戸籍事務」についても、現在各町で実施されており、基本的には「現行のまま新市に移行する」こととしているが、「戸籍の事務処理体制」は「平成 15 年度に戸籍事務の電算化を行い、事務の効率化を図るとともに、交付時間の短縮などの住民サービスの向上に努めることとする。」とした。「外国人登録事務」についても、機械処理を行っている町とそうでない町とがあり、「原票作成」については「本庁、支所の事務処理体制を整備し、新市に移行する」こととしているが、その他については、各町同一の事務を行っており「現行のまま新市に移行する」と確認いした。

最後に、「窓口手数料」について、基本的には国の手数料に関する政令に基づき事務を行っている戸籍の関係については、その他のもので種類が異なっているもの、単価が異なっているものについて一本化し表のとおりとすることとし、埋火葬に関する証明、印鑑登録証の交付に関する手数料は、廃止することとした。

委員長報告

公共的団体とは、例えば6町の区域内にあります社会福祉協議会、シルバー人材センター、森林組合、商工会などの福祉関係・経済団体、それから体育協会、婦人会、文化協会などの公共的な活動を営む全ての団体を含んでおり、法人たると否(いな)とを問わず、地方自治法第157条で定められている公共的団体のことである。この公共的団体を区分すると、大きく3点に分かれ、1つ目は団体の設置について町が関与している団体、2つ目は町の区域をもって設置する旨の法的根拠等がある団体、3つ目は町の事業に大きく関わっている団体である。

一方、合併特例法では、「公共的団体等は、市町村の合併に際しては、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備に努めなければならない。」と規定されており、それぞれの団体は行政と密接な関連がある一方で、設置の経緯、法的根拠、活動状況などが様々な状況であり独立した法人でもある。従って、「新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする」とし、その取り扱いについて、3つの方針を掲げた。

- 1.6町に共通している団体は、出来る限り合併時に統合し、活動できるよう努める。
- 2.6町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後、速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。
- 3.その他の団体は、現行のとおりとする。

小委員会では、「行政が統合に向け指導すべき」、「行政主導でなく、団体の自主性を尊重すべき」、又、「団体に対する補助金の見通し」などいろいろと意見をいただき、それらを踏まえまして協議した結果、行政側としてはそれぞれの団体の自主性を最大限尊重することとするが、新市との一体性を確保するため、6町合併についての議決が得られた後、行政と各団体が調整に入ることを前提に確認した。

主な意見 特になし

- (13) 第9回合併協議会の会議録について・・・公開することを確認
- (14) 第11回協議会の日程について

日 程

(日 時) 平成 15 年 5 月 28 日(水)午後 1 時 30 分から

(場 所) 弥栄町公民館

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局 (速報のため、事後修正の可能性あり)